る告示案 新旧対照条文	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の
	?一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関す

Ť	_	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
です。 コー・コー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第	指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程(平成十八年厚生労働省告示第六十六号)(抄)(第一関係) ————————————6	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程(平成十八年厚生労働省告示第六十五号)(抄)(第一関係)	医療観察指定医療機関医療担当規程(平成十七年厚生労働省告示第三百六十七号)(抄)(第一関係) ————————————————————————————————————	生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和三十四年厚生省告示第百二十五号)(抄)(第一関係)	指定医療機関医療担当規程(昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号)(抄)(第一関係) ————————————————————————————————————

- \bigcirc 第二百三号) (抄) 厚生労働大臣が定める利用者等 (第二関係) \mathcal{O} 数 の基 準 及び 看 護職 員等 \mathcal{O} 員 数 の基準 並 びに 通 所 介護費等の算定方法 伞 成 十 二 年厚生省告示第二十七号)
- 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法 (第三関係) (第四関係) 第四 十五 条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関す 条第 兀 項 \mathcal{O} 規 定により 、算定する額 (平成十二 一年厚生省告示: 第三十 -九号)
- る給付 (平成十二年厚生省告示第五十六号) (抄) (第五関係) 15
- 介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付 (平成十二年厚生省告示第百九十三号) 抄) (第七関係)
- _ 0 \bigcirc 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額(平成十七年厚生労働省告) 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合 (第八関係 (平成十七 年厚生労働省告示第四 [百九号) (第八関係) 示 第四 百 1十三号 21 18 17
- 成十七年厚生労働省告示第四百十四号) 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費 抄 (第八関係) \mathcal{O} 負 担 限 度 額 及び同法第六十一 条の三 |第二項第二号に規定する滞在費の 負担 限 度額 平 28 24
- 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費 の特定負担限 度額 度 額 (平成十七年厚生労働省告示第四百十七号) (平成十七年厚生労働省告示第四百十八号) (抄) (第八関係) (第八関係)
- 33

○ ○ ○ ○ ○ 第 る	00_0
医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針(平成二十六年厚生労働省告示第三百七十六号)(抄)(第十五関係) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	

(傍線	
の	
部分	
は改	
正部	
分	

、それぞれ読み替えて適用するものとする。 齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と	「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、限る。)にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「関する診	業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に)若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事ビス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。	成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サー第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平第十一条 指定医療機関である健康保険法(大正十一年法律第七十号) は	(指定訪問看護事業者等に関する特例) 改 正 案
、それぞれ読み替えて適用するものとする。齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と	「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、限る。)にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「関する診	業者(同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に) 若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事ビス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。	成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サー第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平第十一条 指定医療機関である健康保険法(大正十一年法律第七十号)	(指定訪問看護事業者等に関する特例) 現 行

生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬 (昭和三十四年厚生省告示第百二十五号) 抄) (第 関

~四 (略)

改

正

案

五.

十五号) 三号) 険法 医療 に規定する訪問看護を行う者に限る。 訪 者 び 法 規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。 に規定する指定介護予防サービス事業者 めるもののほか、 (昭和三十三年法律第百二十八号) 条第一 問 である者を除く。 被扶養者又は私立学校教職員共済法 者の医 七 (昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合の組合員及 年法律第七十号) 別表に定める程度の障害の状態にあるもの 項 看護事業者、 + (大正十一年法律第七十号) 確 の規定による被保険者及び被扶養者、 五歳 0 の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養 保に関 規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第七 項に規定する指定居宅サービス事業者 療の確保に関する法律施行令 以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であ する法律 介護保険法 後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬)に係る診療方針及び診療報酬は、 若しくは船員保険法 (昭和五十七年法律第 (平成九年法律第百二十三号) 第八十八条第 若しくは地方公務員等共済組合)及び同法第五十三条第一項 (昭和二十八年法律第二百四 (平成十九年政令第三百十八 (同法第八条の二)にあつては高齢者 (昭和十四年法律第七 国家公務員共済組合法 八十号) (同法第八条第四項 項に規定する指定 (健康保険法 第七十八 前各項に定 第 第四十 (健康保 つて高 三項に (大正 条 \mathcal{O}

項

規定による厚生労働大臣の

定め

 \mathcal{O}

例による。

~四 (略)

現

行

五.

齢者の 医療の 十五号) 三号) 第四 険法 めるもののほか、 び被扶養者又は私立学校教職員共済法 法 第 規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。 に規定する指定介護予防サービス事業者 に規定する訪問看護を行う者に限る。 訪問看護事業者、 者である者を除く。 一条第一 (昭和三十三年法律第百二十八号) 七十 (昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合の組合員 年法律第七十号) 別表に定める程度の障害の状態にあるもの 項 (大正十一年法律第七十号) の規定による被保険者及び被扶養者、 医療の確保に関する法律施行令 確保に関する法律 の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第七 五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳 の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養 規定による厚生労働大臣の 項に規定する指定居宅サービス事業者 介護保険法 後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬)に係る診療方針及び診療報酬は、 若しくは船員保険法 (昭和五十七年法律第八十号) (平成九年法律第百二十三号) 第八十八条第 若しくは地方公務員等共済組合 定め (昭和二十八年法律第1 (平成十 及び同法第五十三条第 (同法第八条の) 0) (昭和十四年法律第七十)にあつては高齢 例による。 国家公務員共済組合法 未満の 九年政令第三百十八 (健康保険法 (同法第八条第四 項に規定する指定 者であ 前各項に定 第七十八 第四 第四十 (健康保 つて高 二百四 (大正 者 項 項 条 項 反 \mathcal{O}

六~八 (略)

(第一関係)

改正案	現行
(指定訪問看護事業者等に関する特例)	(指定訪問看護事業者等に関する特例)
第七条 指定医療機関である健康保険法(大正十一年法律第七十号)第	第七条 指定医療機関である健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第
八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成	八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成
九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービ	九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービ
ス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。)	ス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。)
若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業	若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業
者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限	者(同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限
る。)にあっては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指	る。)にあっては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指
定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護に限る。)若しくは指定	定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護に限る。)若しくは指定
介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)の提供に関する諸記	介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)の提供に関する諸記
録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険の例によっ	録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険の例によっ
て(指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあっ	て(指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあっ
ては介護保険の例によって)」と、それぞれ読み替えて適用するもの	ては介護保険の例によって)」と、それぞれ読み替えて適用するもの
とする。	とする。

 \bigcirc 指定自立支援医療機関 (育成医療・ 更生医療) 療養担当規程 (平成十八年厚生労働省告示第六十五号) 抄) (第 関係)

傍線の部分は改正部分

第十 限る。 う者に限る。 ビス事業者 宅サービス事業者 法 によ ピ 険の例によって」とあるのは 定居宅サービス 号) 第八十八条第一 (介護予防訪問看護に限る。 (平成九年法律第百二十三号) 第四十 第七条中 定訪問 ス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあっては介護保険の)若しくは同法第五十三条第一 って) 指定自立支援医療機関である健康保険法 看護事業者等に関する特例 (同法第八条の一)にあっては、 ٤ 「関する診療録」とあるのは (訪問看護に限る。 (同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に それぞれ読み替えて適用する。 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険 改 一第三項に規定する介護予防訪問看護を行 第三条第二項及び第五条の規定は適用せ)の提供に関する諸記録」と、 正 健康保険の例によって)若しくは指定介護予防サービ 項に規定する指定介護予防サー 一条第一項に規定する指定居 案 「対する指定訪問看護又は (大正十一年法律第七 (指定居宅サ 「健康 第十条 限る。 う者に限る。 ビス事業者 保険の例によって」とあるのは 指定居宅サービス(訪問看護に限る。 宅サービス事業者 法 例 十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険 によって)」と、 指定訪問看護事業者等に関する特例 ビス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあっては介護保険 (介護予防訪問看護に限る。 (平成九年法律第百二十三号) 第四十 第七条中「関する診療録」とあるのは)若しくは同法第五十三条第 指定自立支援医療機関である健康保険法 (同法第八条の一)にあっては、 (同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に それぞれ読み替えて適用する。 現 第四項に規定する介護予防訪問看護を行 第三条第二項及び第五条の規定は適用)の提供に関する諸記録」と、 「健康保険の例によって)若しくは指定介護予防サー 項に規定する指定介護予防サー 一条第 行 「対する指定訪問看護又は (大正十 項に規定する指定居 (指定居宅サ 年法律第七 「健康 Ė せ

指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 療養担当規程 (平成十八年厚生労働省告示第六十六号) 抄) (第 関係)

 \bigcirc

改

正

案

第 者にあ 限る。 例によって する諸記録」と、 くは指定介護予防サービス 対する指定訪問看護又は指定居宅サービス う者に限る。 ビス事業者 宅サービス事業者 法 八 号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項に規定する指定居 定訪問)若しくは同法第五十三条第一 っては介護保険の例によって)」と、それぞれ読み替えて適用 指定自立支援医療機関である健康保険法 看護事業者等に関する特例 (指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業 (同法第八条の一)にあっては、 (同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に 健康保険の例によって」とあるのは (介護予防訪問看護に限る。 |第三項に規定する介護予防訪問看護を行 第五条中 項に規定する指定介護予防サー 「関する診療録」とあるのは「 (訪問看護に限る。 (大正十一年法律第七)の提供に関 「健康保険の) 若し

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

現

行

傍線の部分は改正部分)

第八条 限る。 する。 う者に限る。 ビス事業者 宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に 法 者にあっては介護保険の例によって)」と、それぞれ読み替えて適用 例によって する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは くは指定介護予防サービス 対する指定訪問看護又は指定居宅サービス 十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険 (平成九年法律第百二十三号) 第四十)若しくは同法第五十三条第 指定自立支援医療機関である健康保険法 (指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業 (同法第八条の一) にあっては、 (介護予防訪問看護に限る。 |第四項||に規定する介護予防訪問看護を行 第五条中 項に規定する指定介護予防サー 「関する診療録」 一条第 (訪問看護に限る。 (大正十 項に規定する指定居)の提供 とあるのは 「健康保険の 年法律第七) 若し いに関

 \bigcirc 十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業 社会福祉士介護福 祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び (昭和六十二年厚生省告示 第五条第

第二百三号) (抄) (第二関係)

改

正

案

現

行

(傍線の

部分は改正部分)

1 厚生労働大臣が別に める省令 学校規則」 士介護福祉士学校指定規則 五十号。 会福. 以下 祉 (平成二十年) 厚生労働省令第三号) という。 士: 介 養成 護福 定める施設又は事業は、 施 祉 第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定 設 士 規則 養成 (平成二十年) 厚生労働省令第二号。 施設指定規則 という。 第三条第一号ヲ、 昭 第四条第六号に規定する 次に掲げる施設又は事業 和六十二年厚生省令第 社会福祉 以下 1 五十号。 める省令 社 会福

一~十二 (略)

十三 介護保険法 認 ビス事業のうち認 療 通 所介護、 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを 知症対応型共同生活 養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、 健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち 所介護、 居宅介護支援事業、 通 介護予防 所リハビリテーション、短期入所生活介護、 (平成九年法律第百二十三号) に規定する介護老人 知症対応型通所介護、 介護、 通 所リハ 地域密着型特定施設入居者生活介護、 ビリテーション、 介護予防サービス事業のうち介護予 小規模多機能型居宅介護、 介護予防短期入所 地域密着型サー 短期入所

> とする。 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、 学校規則」という。 士介護福祉士学校指定規則 以下 祉 (平成二十年)文部科学省 士介護福 「養成施設規則」という。)第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定 祉 丰 養成施設指定規 (平成二十年)生労働省令第1 令第三号) 崱 第三条第 第四 昭 次に掲げる施設又は事 和六十二年厚生省令第 条第六号に規定する 一号ヲ、 号。 社会福祉 以下

~十二 (略)

十三 介護保険法 ビス事業のうち認知症対応型通所介護、 認知症対応型共同生活介護 療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、 保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち 防 行う事業、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを 通 所介護、 通 所介護、 居宅介護支援事業、 通 所リハビリテーション、短期入所生活介護、 介護予防通所リハビリテーション、 (平成九年法律第百二十三号) に規定する介護老人 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防サービス事業のうち介護予 小規模多機能型居宅介護、 介護予防短期入所 地域密着型サー 短期入所

を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介

十四~十八 (略)

所事業又は第

一号介護予防支援事業

定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに規

一~四 (略)

具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業、 リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、 地域密着型サービスを行う事業、 サービス(訪問看護、 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)を行う事業、 介護保険法に規定する指定施設サービス等を行う施設並びに居宅 密着型介護 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 ピ スを行う事業並び 介護予防サービス(介護予防訪問 に第 介護予防福祉用 号事業 指定 指定 一号

六~八 (略)

訪問

事

業及び第

号通所事業に限る。

を行う事業並びに介護予防支援事業防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介

十四~十八 (略)

定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに

一~四 (略)

定地域密着型介護予防サービスを行う事業を行う事業及び指見貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業及び指別ハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防語問地域密着型サービスを行う事業、介護予防サービス(介護予防訪問地域密着型サービスを行う事業、介護予防サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導が一ビス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導が一ビス(お問行法)を行う事業、指定が、高級のでは、対している。

六~八 (略)

(第三関係

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法 (平成十二年厚生省告示第二十七号) (抄

傍線の部分は改正部分)

十五 5 基準並びに介護予防通所介護費の算定方法 介護の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数) については、 表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護費 介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所に 介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、 匹条第一 法律の 厚生労働大臣が定める利用者 \mathcal{O} 労働省令 する省令 労働省関係省令 総合的な確保を推進するため いて一体的に運営されている場合にあっては、 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の 兀 指定介護予防通 関係法律の整備等に関する 数の基準 域における医療及び介護 略 項の規定によりなお 部の施行に伴う厚生 第 宷 同表の下欄に掲げるところにより算定する。 成 0 所介護の月平均の利用者の数 十七年厚生 整備等に関 号 改 附則第 \mathcal{O} 表」 号) 正 十八年厚生労働省告示第百二十七 分の七十を乗じて得た単位数を用 護予防サービス介護給付費単位数 用の額の算定に関する基準 指定介護予防サービスに要する費 厚生労働大臣が定める介護予防 護給付費単位数表 所介護費の算定方法 という。 別表指定介護予防サービス介 案 0) (指定介護予防 指定介護予防通 所定単位数に百 。 以 下 かつ、 「指定介 平成 が次の 員 指定 数 通 通 所 所 \mathcal{O} 十 五 5 基準並びに介護予防通所介護費の算定方法 おい 十四四 については、 表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護費 介護の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数) 介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所に 介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、 出した運営規程に定められて 定に基づき都道府県知事に提 施行規則第百四 厚生労働大臣が定める利用者 1 厚生労働大臣が定める利用者の 指定介護予防通所介護の月平均の利用者の る利用定員を超えること。 数の基準 .て一体的に運営されている場合にあっては、 略 同表の下欄に掲げるところにより算定する。 1十条の八 現 の規 号) 十八年厚生労働省告示第百二十七 用の額の算定に関する基準 厚生労働大臣が定める介護予防 指定介護予防サービスに要する費 所介護費の算定方法 分の七十を乗じて得た単 護予防サービス介護給付費単位数 護給付費単位数表 数の基準及び看護職員等の とい 別表指定介護予防サービス介 、 う。 行 数 0 (指定介護予防 所定単位数に百 指定介護予防通所 (以 下 かつ、 -位数を用 「指定介 (平成 が次 員

涌

指定

通 所 数

	H /	- - - - -
十六~二十二 (略)	(格)	十六~二十二(略)
口 (略)		口 (略)
		0
	ている利用定員を超えること	ている利
	出した運営規程に定められ	提出した
の例により算定する。	規定に基づき都道府県知事に の例により算定する。	規定に其
する費用の額の算定に関する基準	た施行規則第百四十条の八の する費用の額の算定に関する基準	た施行担
 	その効力を有するものとされ いて、指定介護予防サービスに要	その効力

抄) (第四関係

 \bigcirc 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額 (平成十二年厚生省告示第三十九号)

正案

現

行

傍線の部分は改正部分

改

則 号に掲げる場合に応じ、 高くなった場合における介護保険法 法」という。) という。 護 保 険 法 施 第七十六条第 行 第四十五条第四項の規定により算定する額は、 則 (平成: それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 + 一項に規定する介護の必要の程度が著しく 年 厚生省令第三十六号。 (平成九年法律第百二十三号。 以下 次の各 施 以下 行規

介護認定 要介護状態区分に該当する旨の認定 けており、 者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受 限る。)の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険 による改正前の法第五十七条第一 居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等 日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる の合計が 行った現に居住している住宅に係る住宅改修(以下「過去住宅改居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既 (以下「居宅支援住宅改修費」という。 といい 部を改正する法律 **:**額から という。 かつ、 当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について ハの額を控除して得た額 当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工 を受けていた日がある場合 (平成十七年法律第七十七号)第三条の規定 項の規定による居宅支援住宅改修 (以下この号において「高度要)の支給を受けたものに イの額及びロ (T)

則 号に掲げる場合に応じ、 高くなった場合における介護保険法 法」という。) 介護保険法 という。) 第七十六条第1 施 行規則 第四十五条第四項の規定により算定する額は、 (平成十 それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一項に規定する介護の必要の程度が著しく 年厚生省令第三 (平成九年法律第百二十三号。 一十六号。 以 下 施 行規

限る。 額 者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受 による改正前の法第五十七条第一 居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等 修」といい、 介護認定」という。 要介護状態区分に該当する旨の認定 日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる けており、 に行った現に居住している住宅に係る住宅改修 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既 \mathcal{O} (以下「居宅支援住宅改修費」という。 合計額からハの額を控除して得た額 部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号))の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険 かつ、 当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について 当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の)を受けていた日があ 項の規定による居宅支援住宅改修 (以下この号におい)の支給を受けたものに のる場合 。 以 下 イの 第三条の規定 「過去住宅改 額及び 7 「高度要 着工 口 \mathcal{O}

当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い

日

イ

る費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給された に 得た額の合計 それぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百 お 規定が対 · 「基準日」という。 額 適 用さ れる場合にあ 前に行われた過去住宅改修に要す ては 八十分の百) (法第四十九条 を乗じて

計額ロー施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合

条の て得た 宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十二 宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住 基準日 額 の規定が適 後に行 の合 計 額 われた過去住宅改修に要する費用について当該 用 される場合にあ いっては、 -分の百 + 分の百) (法第五十九 を乗じ

要介護二要介護五要介護四又は要介護五

び 高度要介護認定」という。)を受けていた日がある場合 掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定 定を受けており、 被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認 の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に 過去住宅改修 ロの額の合計額からハの額を控除して得た額 \mathcal{O} かつ、 着 工 日 当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修 のうち最も早い日に (以下この号において「 お て当該居宅要介護 イの額及

る費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給された に おいて 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早 規定が適用される場合にあっては れ の居宅介護住宅改修費 「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要す の額 に九 十 -分の百 八十分の百) (法第四十九条 を乗じて 日

の合計額それぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額る費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたにおいて「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要す

計額 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の^

額の合計額
宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居

要介護一	要介護四又は要介護五
要介護二	要介護五

高度要介護認定」という。 掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定 び 定を受けており、 被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認 着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に 過去住宅改修の 口 の額の合計額からハの額を控除して得た額 かつ、 着工日のうち最も早い 当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改)を受けていた日がある場合 日にお (以下この号において「 て当該居宅要 イの 額及 介護

の合計額
それぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額る費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたにおいて「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要すて、当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハ

得た額の合計額

- 計額 計額 一角の第一角の額及び同項第二号の額の合口 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合
- で見合にない、(一子)(目) なまじまに買った仕員でおりませる。 宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用されて要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住へ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居

要支援一要介護三、要介護四又は要介護五る場合にあっては、八十分の百)を乗じて得た額の合計額

要介護四又は要介護

要支援

一 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護の方、の額を控除して得た額で、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護五において当該居宅要介護保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定によるの額を控除して得た額で、過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護への額を控除して得た額で、過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護

得た額の合計額 「当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハー) 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハー) 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハー) 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハー)

ハー基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居

計額
・施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合

宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居

要介護四又は要介護五	要支援二
要介護三、要介護四又は要介護五	要支援一

の合計額
それぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額る費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたにおいて「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要すて、当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハ

計額 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合

基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居

宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百 宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住 て得た額の合計 の二の規定が適用される場合にあっては 額 八十分の百) (法第五十九 を乗じ

兀 ており、 において高度要介護認定を受けていた日がある場合 被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされ 額の合計額からハの額を控除して得た額 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護 かつ、 当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日 イの額及びロ

それぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十 る費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給された において 得た額の合計額 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い 二の規定が適用される場合にあっては 「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要す 八十分の百)を乗じて -分の百 (法第四十九条 日(ハ

額 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合

宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百 宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住 て得た額の合計 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居 の二の規定が適用される場合にあっては 額 八十分の百)を乗じ (法第五十九

> 宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た 宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住

額の合計額

において高度要介護認定を受けていた日がある場合 ており、 被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされ 額の合計額からハの額を控除して得た額 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護 かつ、 当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日 イの額及びロ

 \mathcal{O}

それぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額 において る費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給された 合計額 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い 「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要す 日

額 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合

宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た 宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住 額の合計額 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用につい て当該居

 \bigcirc 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関す

る給付 (平成十二年厚生省告示第五十六号) 抄) (第五関係

改 正 案

七

略

十五号) 三十四号。 業の人員、 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため 効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、 訪問介護 介護保 及び指定夜間対応型訪問介護 の二に規定する指定定期巡回 定期巡回 の効果的な支援の方法に関する基準 に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。 十七号) に規定する第 年厚生労働省 業の人員、 別に厚生労働大臣が定める指定訪問 項に規・ 険 第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。)、 第四条に規定する指定訪問介護をいう。 号 法 以 下 (介護保 随時対応型訪問介護看護 訪問 定 設備及び運営に関する基準 平 する指 設備及び運営に関する基準 成 令 「指定地域密着型サービス基準」という。 一号訪問事業をいう。 険法施 第四 業 九 年法 定事業者を 号 律 行 附則第二条第三号の規定によりなおその 規則等 保険 第 百 (指定地域密着型サービス基準第四条 **以**法第百 随時対応型訪問介護看護をいう。 十三号) Ď \mathcal{O} (指定地域密着型サービスの事 (平成十八年厚生労働省令第三 介護 +部を改正する省令 (平成十八年厚生労働省令第 に係る介護の給付 五条の四 (平成十一年厚生省令第三 より 第百十 (指定居宅サービス等 並びに指定事業者 -五条の 五第 れ る当 指定介護予防 兀 T該指· 五の三 成 指定 定に \mathcal{O}

七 略

現

行

傍線の部分は改正部分)

びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援 事業の人員、 夜間対応型訪問介護をいう。 応型訪問介護 指定定期巡回 及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。 対応型訪問介護看護 に規定する指定介護予防訪問介護をいう。)、 \mathcal{O} 訪問介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、 十七号)第四条に規定する指定訪問介護をいう。 「指定地域密着型サービス基準」という。)第三条の二に規定する 方法に関する基準 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護 設備及び運営に関する基準(平成十 (指定地域密着型サービス基準第四条に規定する指 随時対応型訪問介護看護をいう。 (指定地域密着型サービスの事業の人員、 (平成十八年厚生労働省令第三十五号) に係る介護の (指定居宅サービス等 給付 指定定期巡回 一年厚生省令第三 及び指定夜間対 設備及び運営並 指定介護予防 第四条 以下 設備 随時

		Г
		-
- 16 -		

 \bigcirc

介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付 (平成十二年厚生省告示第百九十三号) (抄) 、傍線の部分は改正部分) (第七関係)

略

改

正

案

効力を有力 十五号) 兀 の効果的な支援の方法に関する基準 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため 訪問介護 事業の人員、 備 十七号) 条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。 及び運営に関する基準 夜間対応型訪問介護 年厚生労働省令第四号) 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護 九 >| 水応型訪問介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。) 及び指 第四条に規定する指定訪問介護をいう。 するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、 (介護保 設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三 除法施 行規則 (平成十八年厚生労働省令第三十四号) 附則第二条第三 等 0) (平成十八年厚生労働省令第三 部を改正する省令 一号の規定によりなおその (指定居宅サービス等)に係る介護の給 指定介護予防 第

付

九 略

現

行

問介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、 事業の人員、 する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号) びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援 指定夜間対応型訪問介護をいう。)に係る介護の給付 に規定する指定介護予防訪問介護をいう。)及び指定夜間対応型訪 訪問介護 十七号)第四条に規定する指定訪問介護をいう。)、 方法に関する基準 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護 (指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三 (平成十八年厚生労働省令第三十五号) (指定居宅サービス等 第四条に規定する 設備及び運営に関 設備及び運営並 指定介護予防 第四条

 \bigcirc

厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成十七年厚生労働省告示第四百九号)(抄)(第八関係) (傍線の部分は改正部分)

場合にあっては、前年度)分の地方日の属する月が四月から七月までの指定介護福祉施設サービスを受ける	年度(指定地域密着型サービス又は。以下同じ。)を受ける日の属するる指定介護福祉施設サービスをいう	にビ同じ	する地域密着型介護老人福祉施設入いい、同法第八条第二十一項に規定規定する指定地域密着型サービスを二十三号)第四十二条の二第一項にス(介護保険法(平成九年法律第百	略) の世帯員が指っての属する世帯	大所香の所得の区分 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
場合にあっては、前年度)分の地方日の属する月が四月から六月までの指定介護福祉施設サービスを受ける	年度(指定地域密着型サービス又は。以下同じ。)を受ける日の属するる指定介護福祉施設サービスをいう	四指生	する地域密着型介護老人福祉施設入いい、同法第八条第二十一項に規定規定する指定地域密着型サービスを二十三号)第四十二条の二第一項にス	旧指電ブ戸者 外の者 一の項から四 外の者 一の関する世間 での属する世間	のとおりとする。 「学生労働大臣が定める旧措置のとおりとする。 「現生労働大臣が定める旧措置
カ十五 九十五以上の者 百 入所者の割合が百分	う。)における旧措置下「旧割合告示」といる場合が第六十三号。以	割合(平成十二年厚生所者の所得の区分及び大臣が定める旧措置入	よる廃止前の厚生労働合とする。	音分の九十。方分の九十。ただし、方分の九十。ただし、	割

該市町村民税が免除された者 町 同じ。)が課されていない者又は市 の施行地に住所を有しない者を除く 市 によって課する所得割を除く。 のとし、 法 六号) の規定による市町村民税 町村民税の賦課期日において同法 村の条例で定めるところにより当 の規定による特別区民税を含むも (以 下 昭昭 同法第三百二十八条の規定 和二十五年法律第二百二十 「市町村民税世帯非課税 (当該 以下

六号) 同じ。 該市町村民税が免除された者 町村の条例で定めるところにより当 市町村民税の賦課期日において同法 によって課する所得割を除く。 のとし、 法の規定による特別区民税を含むも 施行地に住所を有しない者を除く (以 下 の規定による市町村民税)が課されていない者又は市 同法第三百二十八条の規定 「市町村民税世帯非課税 (当 該 以下 同

税法

(昭

和二十五年法律第二百二十

口

イに該当する者であ

基準

-額に百分の九十五、、基準額から当該

て、

を乗じて得た額を控除

た額に食費の特定負

額に食費の特定負担限じて得た額を控除した 基準額から当該基準

徴収

「額」という。)を

置に係る者から徴収し同項に規定する当該措

ている額(以下「費用

るものを除く。

百

上回るもの(ハに掲げ

分の九十七

第二十八条第一

項の規

定により市町村の長が

年法律第百三十三号)

規定による改正前の老

人福祉法

(昭和三十八

二十四号)

第二十条の

際現に介護保険法施行

(平成九年法律第百

担限度額を加えた額が

介護保険法の施行の

		Ī		
もの 百分の百				
、費用徴収額を上回る				
担限度額を加えた額が				
した額に食費の特定負				
を乗じて得た額を控除	る被保護者			
基準額に百分の九十七	百四十四号)第六条第一項に規定す			
って、基準額から当該	生活保護法(昭和二十五年法律第	四	(略)	
ロ イに該当する者であ	はこれに準ずると認められる者			
七	を除く。)の受給権を有するもの又			
以上の者 百分の九十	額につき支給が停止されているもの			
の割合が百分の九十五	号)に基づく老齢福祉年金(その全			
における旧措置入所者	金法(昭和三十四年法律第百四十一			
日において旧割合告示	第一条の規定による改正前の国民年			
イ 平成十七年九月三十	お従前の例によるものとされた同法			
合とする。	則第三十二条第一項の規定によりな			
、それぞれ次に掲げる割	律(昭和六十年法律第三十四号)附			
次に掲げる者については	、国民年金法等の一部を改正する法			
百分の九十。ただし、	市町村民税世帯非課税者であって	三	(略)	
百分の百				
用徴収額を上回る者				
度額を加えた額が、費				

 \bigcirc 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額 (平成十七年厚生労働省告示第四百十三号

傍線の部分は改正部分)

(第八関係

+」という。)は、 三第二項第一号に規定する食費の負担限度額 0) 下欄に掲げる額とする。 一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び第六十 介護保険法 兀 略 略 略 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者で (平成九年法律第百二十三号。 次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表 区 改 正 分 以 下 案 (以下「食費の負担限度額 「法」という。 (略 額 一条の 第五 + 三第二項第一号に規定する食費の負担限度額 \mathcal{O} 」という。)は、 下欄に掲げる額とする。 一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び第六十 介護保険法 兀 三 いこととなるもの 十円であったとすれば同号イの規定に該当しな あって、食費の負担限度額が一日につき六百五 となるもの 保護をいう。 二十五年法律第百四十四号) 十円であったとすれば保護(生活保護法 あって、 三条の五第一号に掲げる者 三十六号。 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者で 施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者で 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者 介護保険法施行規則 (平成九年法律第百二十三号。 食費の負担限度額が一日につき六百五 次の表の 以下「施行規則」 以下同じ。 X 現 上欄に掲げる者の区分に応じ、 (平成十)を必要としない状態 一という。) 第八十 第二条に規定する 分 年厚生省令第 以下 行 (以下「食費の負担限度額 (昭和 法 という。 一日につき 六百五十円 それぞれ同 日につき 額 ・一条の 第

(略)				(略)	八十万円以下のもの	零を下回る場合には、零とする。)の合計額が	三号に規定する合計所得金額をいい、その額が	律第二百二十六号) 第二百九十二条第一項第十)の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法	が一月から七月までの場合にあっては、前々年	は特定介護予防サービスを受ける日の属する月	日の属する年の前年(当該特定介護サービス又	護サービス又は特定介護予防サービスを受ける	的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介	十三号) 第三十五条第二項第一号に規定する公	等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三	までの場合にあっては、前々年)中の公的年金	サービスを受ける日の属する月が一月から七月	年の前年(特定介護サービス又は特定介護予防	ビスをいう。以下同じ。) を受ける日の属する	十一条の三第一項に規定する特定介護予防サー	下同じ。) 又は特定介護予防サービス (法第六	第一項に規定する特定介護サービスをいう。以	あって、特定介護サービス(法第五十一条の三
────────────────────────────────────	となるもの(二の項に掲げる者を除く。)	十円であったとすれば保護を必要としない状態	あって、食費の負担限度	五 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者	八十万円以下のもの	零を下回る場合には、零とする。)の合計額が)の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年	が一月から六月までの場合にあっては、前々年		日の属する年の前年(当該特定介護サービス又					までの場合にあっては、前々年)中の公的年金	サービスを受ける日の属する月が一月から六月	年の前年(特定介護サービス又は特定介護予				第一項に規定する特定介護サービスをいう。	

				略)						
	るも	であ	あっ	七施	てい	老齢	法(れた		
2行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	0の (二の項及び五の項に掲げる者を除く。	いったとすれば保護を必要としない状態とな	て、食費の負担限度額が一日につき三百円	紀行規則第八十三条の五第二号に掲げる者で	、るものを除く。)の受給権を有するもの	i福祉年金(その全額につき支給が停止され	(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく	に同法第一条の規定による改正前の国民年金	(の規定によりなお従前の例によるものとさ	5.六十年法律第三十匹号)

 \bigcirc 成十七年厚生労働省告示第四百十四号)(抄)(第八関係))介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額 伞

(傍線の部分は改正部分)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(以下「居住費等の長担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 居室等の区分 額 (略)	改正案
小護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(以下「居住費等のに掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	現
等) 室 (

護サービス又は特定介護予防サ金額をいう。)及び当該特定介号に規定する公的年金等の収入十三号)第三十五条第二項第一	所得税法(昭和四十年法律第三)中の公的年金等の収入金額(までの場合にあっては、前々年	る日の属する月が一月から七月は特定介護予防サービスを受け年の前年(特定介護サービス又)を受ける日の防サービスをい	十一条の三第一項に規定する特特定介護予防サービス(法第六	ビスをいう。以下同じ。) 又は 第一項に規定する特定介護サー	護サービス(法第五十一条の三号に掲げる者であって、特定介	二 イ 施行規則第八十三条の五第一				
							(略)				
							(略)				
								ı			
サービス又は特定介護予防サ額をいう。)及び当該特定介に規定する公的年金等の収入三号)第三十五条第二項第一	所得税法(昭和四十年法律第三)中の公的年金等の収入金額(までの場合にあっては、前々年	る日の属する月が一月から六月は特定介護予防サービスを受け年の前年(特定介護サービス又	同じ。)を受ける日の属する介護予防サービスをいう。以	十一条の三第一項に規定する特特定介護予防サービス(法第六	ビスをいう。以下同じ。)又は第一項に規定する特定介護サー	護サービス(法第五十一条の三号に掲げる者であって、特定介	二 イ 施行規則第八十三条の五第一	ととなるもの 第四号イの規定に該当しないこ	すれば施行規則第八十三条の五項の下欄に掲げる額であったと	る居住費の負担限度額がこの	十一条の三第二項第二号に規定号に掲げる者であって、法第五
養等)養等)			室ユニット型準個				ユニット型個室			多床室	
十円日につ		十円円	き四百九			十円円百二	一日につ		十円百七	一日につ	十円

(略)		口(略) 「八十万円以下のものの合計額が		
三 イ 施行規則第八十三条の五第一	者を除く。) 者を除く。) 者を除く。)	の居住費等の負担限度額がこの日には、零とする。)の合計額がこれでは、零とする。)の合計額が		までの場合にあっては、前々年は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月る日の属する日の属する年のービスを受ける日の属する年の
ユニット型個室 一日につ 1		多床室 十円 き三百七	十円	健・療養等) き四百九 で来型個室(老 一日につ

号に掲げる者	ハ 施行規則第二	げる者を除く。	の(一の項ロア	護を必要とした	に掲げる額でも	等の負担限度額	号に掲げる者で	口 施行規則第二	く。)の受給な	支給が停止され	老齢福祉年金	年法律第百四-	正前の国民年の
	規則第八十三条の五第三)	の項ロ及び二の項ロに掲	要としない状態となるも	る額であったとすれば保	担限度額がこの項の下欄	げる者であって、居住費	規則第八十三条の五第二	の受給権を有するもの	停止されているものを除	祉年金(その全額につき	第百四十一号)に基づく	国民年金法(昭和三十四
		多床室	7 49		健・療養等)	従来型個室(老				養等)	従来型個室(特一日につ		
	き零円	一日につ		十円	き四百九	七一日につ			十円	き三百二	一月につ		

 \bigcirc 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十七号)

(傍線の部分は改正部分)

抄

(第八関係)

(略)	(略)	(略)	Manage	」という。)は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表三第二項第一号に規定する食費の負担限度額(以下「食費の負担限度額十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び第六十一条の介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五	改正案
って、食費の特定負担限度額が一日につき六百 施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であ 三 施行規則第百七十二条の二において準用する	能となるもの 二 施行規則第百七十二条の二において準用する 能となるもの 三 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であ	条の五第一号に掲げる者 十二条の二において準用する施行規則第八十三 十二条の二において準用する施行規則第八十三 二十六号。以下「施行規則」という。)第百七 六百五十円 一介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第 一日につき	区 分 額	に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。食費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる者の区分う。)第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額(以下「介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」とい	現

				^						\\ \tag{\chi}					kaka		^					1.1.	四		
計所得金額をいい、	二百二十六号) 第二百九-	の合計所得金額(地方税法(昭和二十	一月から七月までの場合にあっては、	介護福祉施設サービスを受ける日の日	の前年(当該指定地域密着型サービ	定介護福祉施設サービスを受ける日	う。)及び当該指定地域密着型サージ	項第一号に規定する公的年金等の収入金額を	(昭和四十年法律第三十三号) 第三十五条第1	前々年)中の公的年金等の収入金額	する月が一月から七月までの場合にあっては、	又は指定介護福祉施設サービスを受ける日	日の属する年の前年(指定地域密着型サービス	祉施設サービスをいう。以下同じ。)	第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福	同じ。)又は指定介護福祉施設サージ	介護老人福祉施設入所者生活介護に	同法第八条第二十一項に規定する地域密着型	一項に規定する指定地域密着型サージ	平成九年法律第百二十三号)第四十二条	って、指定地域密着型サービス(介持	施行規則第八十三条の五第一号に掲げ	施行規則第百七十二条の二におい		
その額が零	項 第 十	十五年法律	前々年)	日の属する月が	ス又は指定	の属する年	ビス又は指	人金額をい	十五条第二	(所得税法	あっては、	ける日の属	型サービス)を受ける	指定介護福	ビス(同法	限る。以下	地域密着型	ビスをいい	一条の二第	介護保険法(げる者であ	て準用する		
																							(略)		
																							四		
号に規定	 第 二	の合い	一月	介護垣	の前年	定介護垣	う。 - 7	項第一品	(昭和日	前々年)	する月	又は指	日の屋	祉施凯	第四十	同じ。	介護老-	、同法等	一項に担	平成九年	って、比	施行規則	施行担	ないこと	五十円で
計所得金額をい	\sim	の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律)	から六月までの場合にあっては、前々年)	福祉施設サービスを受ける日の属する月が	年(当該指定地域密着型サービス又は指定	定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年	及び当該指定地域密着型サービス又は指	一号に規定する公的年金等の収入金額をい	和四十年法律第三十三号)第三十五条第二	々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法	月が一月から六月までの場合にあっては、	又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属	属する年の前年(指定地域密着型サービス	設サービスをいう。以下同じ。)を受ける	十八条第一項第一号に規定する指定介護福)又は指定介護福祉施設サービス(同法	老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下	法第八条第二十一項に規定する地域密着型	に規定する指定地域密着型サービスをいい	九年法律第百二十三号) 第四十二条の二第	指定地域密着型サービス(介護保険法(規則第八十三条の五第一号に掲げる者であ	行規則第百七十二条の二において準用する	こととなるもの	Pてあったとすれに同号、4の規定に該当し

(略)						(略)											(略)					(略)	十万円以下であるもの	を下回る場合には、零とする。)の合計額が八
	•)	なるもの(二)		って、食費の		七 施行規則第		これに準ずる	いるものを除		(昭和三十四		項の規定によ		って、国民年			態となるもの		って、食費の		五 施行規則第	十万円以下で	
規則第百七十二条の二において準用する		(二の項及び五の項に掲げる者を除く	たとすれば保護を必要としない状態と	食費の特定負担限度額が一日につき三百	則第八十三条の五第二号に掲げる者であ	規則第百七十二条の二において準用する		準ずると認められる者	のを除く。)の受給権を有するもの又は	年金(その全額につき支給が停止されて	三十四年法律第百四十一号)に基づく老	条の規定による改正前の国民年金法	定によりなお従前の例によるものとされ	年法律第三十四号)附則第三十二条第一	国民年金法等の一部を改正する法律(昭	則第八十三条の五第一号に掲げる者であ	規則第百七十二条の二において準用する) (二の項に掲げる者を除く。)	であったとすれば保護を必要としない状	食費の特定負担限度額が一日につき三百	則第八十三条の五第二号に掲げる者であ	規則第百七十二条の二において準用する	以下であるもの	る場合には、零とする。)の合計額が八
上である者	割合が百分	表の下欄の)における	第六十三号	厚生省告示	平成十二年	及び割合(所得の区分	置入所者の	定める旧措	労働大臣が	止前の厚生	において廃	九月三十日	平成十七年	き三百円(一日につ						I	_

施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者		

有変質であっては、あるものに		
百円未満で		

 \bigcirc

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十八号)(抄) (第八関係)

(傍線の部分は改正部分)

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。)第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(以下る額とする。 「所 得 の 区 分 居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所得(略)	改 正 案
↑護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」 う。)第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる額とする。 一 イ 介護保険法施行規則(平 ユニット型個 一日につき工	現
高居二十四号。以 高居住費の特定 本じ、それぞれ 国室 でじ、それぞれ 本の区分 大型個室	行
型個室 一日につき千三百十円 百十円 百十円 三十円 三十円 三十円 三十円 三十円 三十円 三十円 三十円 三十円 三	

(略)									
<u> </u>									
	当しないこととなるものとすれば同号イの規定に該の下欄に掲げる額であった	の特定負担限度額がこの項掲げる者であって、居住費則第八十三条の五第四号に	二において準用する施行規ハ 施行規則第百七十二条の	入所者以外のものもので、かつ、特定旧措置	を必要としない状態となる保護をいう。以下同じ。)	十四号)第二条に規定する(昭和二十五年法律第百四	とすれば保護(生活保護法の下欄に掲げる額であった		二において準用する施行規口 施行規則第百七十二条の
室 ユニット 型個								多床室	
百十円								七十円一日につき三百	

												イ	当	で	三 —										
。以下同じ。)又は指定介	施設入所者生活介護に限	る地域密着型介護老人福	第八条第二十一項に規定す	着型サービスをいい、同	一項に規定する指定地域密	十三号)第四十二条の二第	険法(平成九年法律第百二	域密着型サービス(介護保	掲げる者であって、指定地	則第八十三条の五第一号に	二において準用する施行規	施行規則第百七十二条	当するもの	であって、次のいずれかに該	特定旧措置入所者以外の										
<u>介</u>	る	祉	とす	同法	密	第	<u> </u>	保	地	に	規	の		該	者										
															(略)										
															(略)										
																I									
															三										
。以下同じ。)又は指定介	施設入所者生活介護に限る	る地域密着型介護老人福祉	第八条第二十一項に規定す	着型サービスをいい、同法	一項に規定する指定地域密	十三号)第四十二条の二第	険法(平成九年法律第百二	域密着型サービス(介護保	掲げる者であって、指定地	則第八十三条の五第一号に	二において準用する施行規	イ 施行規則第百七十二条の	当するもの	であって、次のいずれかに該	特定旧措置入所者以外の者	い状態となるもの	とすれば保護を必要としな	の下欄に掲げる額であった	の特定負担限度額がこの項	掲げる者であって、居住費	則第八十三条の五第二号に	二において準用する施行規	ロ 施行規則第百七十二条の	掲げる者	則第八十三条の五第一号に
多床室				従来型個室			個室	ユニット型準						室	ユニット型個						多床室	従来型個室	個室	ユニット型準	
一日につき三百			二十円	一日につき四百			九十円	一日につき四百						二十円	一日につき八百									一日につき零円	

和二十 の前 前年 護福 び当指定地域密着型サー 等の収入金額をいう。)及 項第一号に規定する公的 設サービスを受ける日 規定する指定介護福祉: 計所得金額 月が一月から七月までの場 ビスを受けるの属する年 ス又は指介護福祉施設サー 第三十三号) の場合にあっては、 する月が一月から七月まで 第四十八条第一 合にっては、前)中の公的金等の収入金額 (所得税法)を受ける日 ビス又は指定介護福施設 ビス又は指定介護福祉 ・ビスを受ける日の属 年 ビスをいう。 祉 (当該指定地密着型サ 第二百九十二条第一 施設 五年法律第二百二十 (指定地域密着型サ ジサー (昭和十年法律 (地方税法 第三十五第二 項 第 (女年) の属する年 ピ 以下同じ ス 前 (同 号に の合 々年 の属 施設 \mathcal{O} ピ 年 施 す

の前年 月が 前年 び当指定地域密着型サー 等の収入金額をいう。)及項第一号に規定する公的年 する月が一月から六月まで設サービスを受ける日の属 規定する指定介護福祉施設 第四 護福 計所得金額 ビスを受けるの属する年の 和二十五年法律第二百二十 サービスを受ける日の ス又は指介護福祉施設サー 第三十三号) の場合にあっては、前 合にっては、 (所得税法 中の公的金等の収入金額)を受ける日の ビス又は指定介護福施設 ビス又は指定介護福祉! 一月から六月までの場 1十八条第一項 ビスをいう。 祉 (当該指定地密着型サ 第二百九十二条第 施設 (指定地域密着型サ サー (地方税法 (昭和十年法律 第三十五第 前々年)の ・ビス 以下同じ 第 属する年 属 々年 合 す Ë 施

二十円

略)		項第十三号に規定する合計 所得金額をいい、その額が 素を下回る場合には、零と する。)の合計額(以下「 公的年金等の収入金額等の 公的年金等の収入金額等の 合計額」という。)が八十 万円以下のもの
<u>四</u>		
、次のいずれかに該当するも の イ 施行規則第百七十二条の 一 において準用する施行規 則第八十三条の五第一号に 掲げる者であって、公的年 金等の収入金額等の合計額 が八十万円以下であるもの が八十万円以下であるもの	二において準用する施行掲げる者であって、居住掲げる者であって、居住の下欄に掲げる額であっの下欄に掲げる額であっの下欄に掲げる額であっの下欄に掲げる名を必要としとすれば保護を必るもの(一の口に掲げる者を除く。)	項第十三号に規定する合計 項第十三号に規定する。) の合計額 (以下「
個 ユ 室 ニ ッ ト 型 準 個		
一日につき四百二十円(基準額九十円(基準額を乗じて得た額を乗じて得た額に		

収額」という。		_	_
(以下 費用徴			
数又という質			
置こ系る針がつ			
規定する当該措			
村の長が同項に			
規定により市町			
十八条第一項の			
三十三号)第二			
十八年法律第百			
福祉法(昭和三			
る改正前の老人			
十条の規定によ			
険法施行法第二			
の際現に介護保			
護保険法の施行			
加えた額が、介			
定負担限度額を			
及び居住費の特	口に掲げる者を除く。)		
。以下同じ。)	い状態となるもの(二の項		
担限度額をいう	とすれば保護を必要としな		
る食費の特定負	の下欄に掲げる額であった		
第一号に規定す	の特定負担限度額がこの項		
第十三条第五項	掲げる者であって、居住費		
限度額(施行法	則第八十三条の五第二号に		
食費の特定負担			

円 つき三百二十 つき三百二十	を 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	イ 基準額から イ 基準額から で負担限度額 を 要じて得た を 乗じて得た を 乗じて得た を 乗じて得た を 乗じて得た を 乗じて得た を 乗じて 得た から	従来型個室一日につき零円)だ来型個室一日につき零円)こ十円。ただしたれぞれ次に掲げる場おいたりであっては、一であっては、一であっては、一

度額を加えた額費の特定負担限	限度額及び居住	食費の特定負担	を控除した額に	を乗じて得た額	に百分の九十五	から当該基準額	七十円(基準額	多床室 一日につき三百	つき零円	場合一日に	収額を上回る	額が、費用徴	 の特定負担限	とした居住費	き三百二十円	及び一日につ	定負担限度額	額に食費の特	額を控除した	を乗じて得た	百分の九十五	当該基準額に	ロ基準額から

	特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 あって、次のいずれかに該 室 二において準用する施行規 ユニット型個 二において準用する施行規 ユニット型個 1月
	五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室 則第八十三条の五第一号に 相行規則第百七十二条の 一年 において準用する施行規 理民年金法等の一部を改正する法 律 (昭和六十年法律第三十一 四号) 附則第三十二条第一 (元き支給が停止されているものを除く。) の受給権 を有するもの(以下「老齢を有するものとないずればいる。
	五 特定旧措置人所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 当するもの
	五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 リ第八十三条の五第一号に 間第八十三条の五第一号に 間が入る者であって、独のいずれかに該 室 リ第八十三条の五第一号に 間が入者であって、国民年金法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金受給者」という。 につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの(以下「老齢を有するものとないまする。
	五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室当するもの (以下 三条前 四年) 附則第三十二条の 一条の規定によりなお従前の 側によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 一条の規定によりなお従前の 一条の規定によりなお従前の 一条の規定によりなお従前の 一条の規定による改正前の 国民年金法(昭和三十四年 法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額 多床室 につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 という。)
	正 特定旧措置入所者以外の者 コニット型個であって、次のいずれかに該 室当するもの イ 施行規則第百七十二条の 二において準用する施行規 則第八十三条の一部を改正する法 律 (昭和六十年法律第三十四号) 附則第三十二条の一条の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第 一条の規定による改正前の 国民年金法(昭和三十四年 法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額 多床室 につき支給が停止されているものを除く。)の受給権 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 を有するものとされ同法第 一 従来型個室 につき支給が停止されているものを除く。)の受給権 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下」を計算している。
につき零日のでは、	五 特定旧措置人所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 当するもの 保
につき零し	であって、次のいずれかに該 室 当するもの イ 施行規則第百七十二条の 二において準用する施行規 則第八十三条の五第一号に 個室 則第八十三条の五第一号に 個室 関の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 例によるものとされているものを除く。)の受給権 を有するもの(以下「老齢を有するもの(以下「老齢を有するもの(以下「老齢を有」という。)の受給権を有するもの(以下「老齢を有するもの)以下「老齢を有するものとされているものを除く。)の受給権を有するものとされているものを除く。)の受給権を有するものとされているものを除く。)の受給権を有するものとされているものを除く。)の受給権を有するものとされているものを除く。)の受給権を有するものとされているものを除く。)の受給権
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個	でて、次のいずれがに該室 一名もの において準用する施行規 所八十三条の五第一号に がる者であって、国民年 において準用する施行規 がる者であって、国民年 の規定によりなお従前の の規定による改正する法 によるものとされ同法第 によるものとされ同法第 一名を強による改正前の の規定による改正前の の規定による改正前の であって、国民年 という。 本年金法(昭和三十四年 であって、国民年 という。 本年金受給者」という。 本本のを除く。)の受給権 本年金受給者」という。
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個	るもの
であって、次のいずれかに該 室 五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個	るもの 活・リーニー 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
立 であって、次のいずれかに該 室 五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個	施行規則第百七十二条の 川第八十三条の五第一号に 個室 九 場げる者であって、国民年 金法等の一部を改正する法 律(昭和六十年法律第三十 四号)附則第三十二条第一 従来型個室 「四号)附則第三十二条第一 従来型個室 「名ものを除く。」の受給権 を有するもの(以下「老齢 福祉年金受給者」という。 「記述」を有するもの(以下「老齢 福祉年金受給者」という。
当するもの コニット型個 エー・特定旧措置入所者以外の者 コニット型個 コニット型個 コニット型個 コニット型個 コニット型個 コニット型個 コニット型個 コニット型の コニット コート コート コート コート コート コート コート コート コート コー	一 施行規則第百七十二条の
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個	二において準用する施行規 ユニット型準 一 掲げる者であって、国民年 金法等の一部を改正する法 律(昭和六十年法律第三十 四号)附則第三十二条第一 (昭和六十年法律第三十 四号)附則第三十二条第一 (中華) 所則第三十二条第一 (本型個室 一条の規定によりなお従前の 同によるものとされ同法第 一条の規定による改正前の 「につき支給が停止されているものを除く。」の受給権 を有するもの(以下「老齢 福祉年金受給者」という。 「正社」が、一条の表面にいるを育するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を有するもの(以下「老齢」を対している。
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個	国際八十三条の五第一号に 個室 九 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 当するもの	関第八十三条の五第一号に 個室 九 掲げる者であって、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一 従来型個室 「項の規定によりなお従前の何によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年と者齢福祉年金(その全額を有するもの(以下「老齢を有するもの(以下「老齢を有するもの(以下「老齢福祉年金受給者」という。
二において準用する施行規 ユニット型準 1	規がいる者であって、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一位来の規定によりなお従前の同によるものとされ同法第一条の規定による改正前の目民年金法(昭和三十四年国民年金法(昭和三十四年国民年金法(昭和三十四年本会前福祉年金(その全額を有するもの(以下「老齢福祉年金受給者」という。
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 当するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当りるもの 当りるもの 当りるもの コニット型個 であって、次のいずれかに該 室 コニット型個 コニット型個 コニット型個 コニット型 日本 コニット型 自由 コニット 国本 コート	掲げる者であって、国民年 金法等の一部を改正する法 律(昭和六十年法律第三十 四号)附則第三十二条第一 (明和六十年法律第三十 四号)附則第三十二条第一 (中華) (中華) (中華) (中華) (中華) (中華) (中華) (中華)
期第八十三条の五第一号に 個室	掲げる者であって、国民年 金法等の一部を改正する法 律(昭和六十年法律第三十 四号)附則第三十二条第一 従来型個室 一 項の規定によりなお従前の 何によるものとされ同法第 一条の規定による改正前の 国民年金法(昭和三十四年 国民年金法(昭和三十四年 古でき支給が停止されているものを除く。)の受給権 を有するもの(以下「老齢 福祉年金受給者」という。
期第八十三条の五第一号に 個室	金法等の一部を改正する法 全法等の一部を改正する法 律(昭和六十年法律第三十 四号)附則第三十二条第一 (四号)附則第三十二条第一 一条の規定によりなお従前の 一条の規定による改正前の 国民年金法(昭和三十四年 法律第百四十一号)に基づ く老齢福祉年金(その全額 を有するもの(以下「老齢 福祉年金受給者」という。
カース	金法等の一部を改正する法金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十二人の規定によりなお従前の何によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年国民年金法(昭和三十四年」につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの(以下「老齢福祉年金受給者」という。 「これば、日本のでは、日本の
カー	(四号) 附則第三十二条第一 従来型個室 円 四号) 附則第三十二条第一 従来型個室 円 四号) 附則第三十二条第一 従来型個室 三 項の規定によりなお従前の 国民年金法(昭和三十四年 国民年金法(昭和三十四年 1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個	(四号) 附則第三十二条第一 従来型個室 一項の規定によりなお従前の 一条の規定によりなお従前の 一条の規定による改正前の 国民年金法(昭和三十四年 法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額 多床室 につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの(以下「老齢を行るものを除く。)の受給権を対象によりなおばれば、
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 川第八十三条の五第一号に 個室 出するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当時の一部を改正する法	四号) 附則第三十二条第一 従来型個室 一項の規定によりなお従前の 一条の規定による改正前の 国民年金法(昭和三十四年 法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額 多床室 こつき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの(以下「老齢 福祉年金受給者」という。
本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	(明によるものとされ同法第例によるものとされ同法第一条の規定によりなお従前の国民年金法(昭和三十四年国民年金法(昭和三十四年につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの(以下「老齢福祉年金受給者」という。
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 立あって、次のいずれかに該 室 判第八十三条の五第一号に 個室 現第八十三条の五第一号に 個室 担第八十三条の五第一号に 個室 現前る者であって、国民年 金法等の一部を改正する法 金法等の一部を改正する法	項の規定によりなお従前の 二 二 項の規定によりなお従前の 一条の規定による改正前の 一条の規定による改正前の 三 1 三 1 三 1 三 1 三 1 三 1 三 1 三 1 三 1 三
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 月第八十三条の五第一号に 個室 場ける者であって、次のいずれかに該 室 規第八十三条の一部を改正する法 コニット型御 金法等の一部を改正する法 個室 一次のいずれかに該 室 一次のいずれかに該 室 日室 日本 日本 日本	例によるものとされ同法第 一条の規定による改正前の 上ででき支給が停止されているものを除く。)の受給権 を有するもの(以下「老齢 福祉年金受給者」という。 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 一	(4) (2) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室 当するもの 当するもの 当するもの 当時の担定によりなお従前の 当時の規定によりなお従前の 写の規定によりなお従前の 項の規定によりなお従前の 可の規定によりなお従前の 可の規定によりなお従前の 可の規定によりなお従前の 可の規定によりなお従前の 可の規定によりなお従前の であって、国民年 を法等の一部を改正する法 全法等の一部を改正する法 企業等の一部を改正する法 企業等の一部を改正する法 企業等の一部を改正する法 企業等の一部を改正する法 企業等の一部を改正する法 企業等の一部を改正する法 企業等の 可の規定によりなお従前の であって、英国という。 という は、大田の規定によりなお従前の であって、次のいずれかに該 室 があって、次のいずれかに該 室 があって、次のいずれかに対 を があって、次のいずれかに該 室 があって、次のいずれかに対 な があって、次のいずれかに対 があって、次のいずれかに対 があって、次のいずれかに対 があって、次のいずれかに対 があって、次のいずれかに対 があって、 から があって、から がっている があっている があっている があっている がありまれる があっている がありまする があっている がありまする がありまする がある がある がある がある がある がある がある がある がある があ	一条の規定による改正前の 15.1
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 当するもの 二において準用する施行規 期第八十三条の五第一号に 個室 規げる者であって、国民年 金法等の一部を改正する法 律 (昭和六十年法律第三十 四号) 附則第三十二条の 項の規定によりなお従前の 項の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第	法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額 多床室 一く老齢福祉年金(その全額 多床室 一を有するもの(以下「老齢を有するもの(以下「老齢福祉年金受給者」という。
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室当するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当ずるもの 四の規定によりなお従前の 項の規定によりなお従前の 項の規定によりなお従前の 項の規定によりなお従前の 何によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 何によるものとされ同法第 一条の規定による改正前の 何によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 何によるものとされ同法第 一条の規定による改正前の	注: 1 1 1 1 1 1 1 1 1
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 当するもの イ 施行規則第百七十二条の 二において準用する施行規 ユニット型 増 (昭和六十年法律第三十 四号) 附則第三十二条第一 であって、国民年 金法等の一部を改正する法 律 (昭和六十年法律第三十 四号) 附則第三十二条第一 従来型個室 何の規定によりなお従前の 何によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 「全正生活、よる改正前の」 「一条の規定による改正前の」 「一条の規定による改正前の」」 「一条の規定による改正前の」 「一条の規定による改正前の」 「一条の規定による改正前の」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」 「一条の規定によるない」」 「一条の規定によるない」 「一条のはない」 「一条の規定によるない」 「一条のはない」 「一条のはないるない」 「一条のはないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるな	法律第百四十一号)に基づ 法律第百四十一号)に基づ 法律第百四十一号)に基づ
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 当するもの 二において準用する施行規 ユニット型御 別第八十三条の五第一号に 個室 別第八十三条の五第一号に 個室 関第八十三条の五第一号に 個室 側でよるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 一条の規定による改正前の 例によるものとされ同法第 一条の規定による改正前の 国民年金法(昭和三十四年	(
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室当するもの	Cartification
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室 当するもの 1 において準用する施行規 ユニット型個 1 において準用する施行規 ユニット型御 1 において準用する施行規 ユニット型準 1 側の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 1 一条の規定によら改正前の 関民年金法(昭和二十年法律第三十 2 四号) 附則第三十二条の 1 位来型個室 1 位来型	は、1955年によりであるものを除く。)の受給権 福祉年金受給者」という。 福祉年金受給者」という。
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室当するもの	(ア・ララネカ作工されてい) (ア・ララネカ作工されてい) (ア・ララネカ作工されてい) の受給権
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室当するもの 当するもの 当するもの 当するもの 当がる者であって、次のいずれかに該 室 関第八十三条の五第一号に 個室 現の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の がによる改正前の 国民年金法(昭和三十四年 法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額 多床室 こつき支合が専上されてい	(i i i i i i i i
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室 割するもの	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室 当するもの イ 施行規則第百七十二条の 二において準用する施行規 ユニット型個 関係 (昭和六十年法律第三十 四号) 附則第三十二条の 項の規定によりなお従前の 何によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 一条の規定によりなお従前の 人老齢福祉年金(その全額 多床室 につき支給が停止されているものを余く。) か受給権 につき支給が停止されているものを余く。) か受給権	(1:1)には、これであり、
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室 当するもの イ 施行規則第百七十二条の 二において準用する施行規 ユニット型権 関第八十三条の五第一号に 個室 関の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 (その軸福祉年金(その全額 多床室 (そのを除く。)の受給権	(i. j.
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室 当するもの 二において準用する施行規 ユニット型個別第八十三条の五第一号に 個室 別第八十三条の五第一号に 個室 側によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 一条の規定による改正前の 人名 能行規則第三十二条の 一条の規定によりなお従前の 例によるものとされ同法第 一条の規定による改正前の につき支給が停止されているものを除く。)の受給権 につき支給が停止されているものを除く。)の受給権 を育するもの (以下「老齢	
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室 当するもの (以下「老齢 福祉年金(その全額 多床室 につき支給が停止されているものを除く。)の受給権 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 を有するもの(以下「老齢 と	
五 特定旧措置入所者以外の者 コニット型個であって、次のいずれかに該 室 当するもの (以下 1 天皇	$\overline{}$
五 特定旧措置入所者以外の者 ユニット型個であって、次のいずれかに該 室当するもの (以下 三老齢 福祉年金受給者」という。	
五 特定旧措置人所者以外の者 ユニット型個 であって、次のいずれかに該 室 地名行規則第百七十二条の 二において準用する施行規 則第八十三条の 石 施行規則第百七十二条の 項の規定による改正前の 何によるものとされ同法第 一条の規定によりなお従前の 一条の規定によりなお従前の 国民年金法(昭和三十二条第一 人老齢福祉年金(その全額 というを対応が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの(以下「老齢を有するものとなどのようないが、これに対している。	_

	略	
	六	
掲げる者であって、居住費工において準用する施行規則第八十三条の五第二号に工において準用する施行規工をがある。	特定旧措置入所者であって、 次のいずれかに該当するも、 次のいずれかに該当するも 一において準用する施行規 則第八十三条の五第一号に 関第八十三条の五第一号に 掲げる者であって、老齢福 指げる者であって、	二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に別第八十三条の五第二号にの下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの(一の項の及び三の項ロに掲げる者を除く。) 施行規則第百七十二条の流において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者
多床室個室	室ユニット	
一日につき零円		

掲げる者	則第八十三条の五第三号に	二において準用する施行規	ハ 施行規則第百七十二条の	 ロ及び四の項ロに掲げる者	い状態となるもの(二の項	とすれば保護を必要としな	の下欄に掲げる額であった	

 \bigcirc ばならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの)(抄)(第九関係)の一般のでのではならない事項として医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなけれ

(傍線の部分は改正部分)

				一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	別表第一第二の改
十五 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グルー宅介護事業所十四 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居主介護事業所以は介護予防小規模多機能型居	護事業所十三 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介十二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所十二 特定施設又は介護予防特定施設	十 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所九 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所ョン事業所	· 通前問看: 一次	四 介護予防支援事業所 三 居宅介護支援事業所 二 介護老人保健施設 一 介護老人保健施設 一 介護老人福祉施設	別表第一第二の現

十九 号通所事業に係る事業所

第十五条 働大臣の定める介護サービスは、 規則別表第 第二の項第一号イ10及びロ9に規定する厚生労 次のとおりとする。

(略)

プホーム

十六 地域密着型特定施設

地域密着型介護老人福祉施設

複合型サービス事業所

(新設)

第十五条 働大臣の定める介護サービスは、 規則別表第一 第二の項第 次のとおりとする。 一号イ(1)及びロ(9)に規定する厚生労

施設サービス

イ〜ハ 略)

居宅介護支援

居宅サービス

イ〜ヲ (略)

兀 地域密着型サービス

イ~チ (略)

五. 介護予防サービス 介護予防支援

介護予防訪問介護

介護予防訪問看護 介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

ホ

介護予防通所リハビリテーション

介護予防通所介護

介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所生活介護

ロイ 第一号通所事業 第一号訪問事業

> ヌ 介護予防地域密着型サービスア 特定介護予防福祉用具販売ル 介護予防福祉用具貸与ヌ 介護予防特定施設入居者生活介護

(略)

(新設)

 \bigcirc 平成二十年厚生労働省告示第三十一号 (介護保険法施行令附則第八条第 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正 化事業

) (抄) (第十関係)

改 正 案

略

当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い、 出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検し、 介護支援専門員に係る事業者 サ 法 第 介護支援専門員 が作成 ビス計画等」という。 条 した法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計 第十 六項に規定する介護予防サービス計画 (法第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう)の内容について、 への訪問による調査、 市町村職員等が、 介護給付等に要する 当該事業者から提 (以 下 画又は 「居宅 及び 当該

費用

の適正化を図る事業

り点 は法 項に規定する福祉用具、 等に要する費用の適正化を図る事業及び福祉用具等 住宅改修 か した後に現地調査による当該住宅改修の施工状況を点検し、 5 同じ。 市 申請 検 第八条 町村職員等が、 市)の利用状況について、 町 がなされたときに、 (法第四十五条第 村職員等が福 0 二第十 護給付等に要する費用 居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支 項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。 法第八条第十三項に規定する特定福祉用具又 祉 用 項に規定する住宅改修をいう。 当該申請に係る住宅を現地調査し、 具等 福祉用具等の \dot{O} 利用者 の適 正化を図る事業 への訪問その他 が利用の (法第八条第十二 必要性等の観点 \mathcal{O} 方法によ 介護給付 が完了 又は 以

一 (略)

現

行

傍線

の部分は改正部分)

法第八 費用の適正化を図る事業 当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い、 出された居宅サービス計画等 介護支援専門員に係る事業者への訪問による調査、 サービス計画等」という。 介護支援専門員 が作成した法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計 八条の |第十八項に規定する介護予防サービス計画 (法第七条第五項に規定する介護支援専門員)の内容について、 の確認その他の方法により点検し、 市町村職員等が、 介護給付等に要する 当該事業者から提 (以 下 を 三画又は 及び 当該 「居宅

り点 から、 給の 等に要する費用の適正化を図る事業及び福祉用具等 下同じ。 は法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。 項に規定する福祉用具、 した後に現地調査による当該住宅改修の施工状況を点検し、 住宅改修 市町村職員等が、 申請がなされたときに、 検 市 町 (法第四十五条第一 '村職員等が福 介護給付等に要する費用の適正化を図る事業 利用状況につい 居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支 法第八条第十三項に規定する特定福祉用具又 祉用具等の て、 項に規定する住宅改修をいう。 当該申請に係る住宅を現地調査 福祉用具等の 利用者 へ の 訪問その 利 用の (法第八条第十) 必要性等の 他の 方法 介護給付 が完了 親点 又は 以

兀

Ŧī.

略

 \bigcirc 特掲診療料の施設基準等 (平成二十年厚生労働省告示第六十三号) 抄) (第十一

関係

傍線の部分は改正部分)

第四 兀 0 定める者 事業者 (2) 兀 受けている者に限る。 護予防訪問入浴介護、 在宅医 生活介護 介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者 旧介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は る介護予防訪問介護、 法 た医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の介護保険 は第十四条第一 八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護 介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護等又は同法 の関係法律の整備等に関する法律 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス 介護保険法第五十四条第一項第二号及び第三号の規定による特 (以 下 以下 四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた 介護職員等略 痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が (略) (地域における医療及び (以下「介護予防訪問介護等」という。 「医療介護総合確保推進法」 「旧介護保険法」という。 一項の規定によりなおその効力を有するものとされ 改 医療介護総合確保推進法附則第十 介護保険法第 正 介護の総合的な 八条の二 という。 (平成二十六年法律第八 第八条の二第二項に規定す 案 第 確 一項に規定する介)に係る指定を 附則第十 保を推進するた (医師が 条又は 第四 四の四四 (1) • (2) (4)定める者 事業者 例 る介護予防通所介護又は同条第十 第八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護 る指定を受けている者に限る。 設入居者生活介護 条第三項に規定する介護予防訪問入浴介護、 在宅医療 介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護等又は同法 介護保険法第五十四条第一項第二号及び第三号の規定による特 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サー 介護職員等喀 痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣 (同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護、 (略) (以 下 現 「介護予防訪問介護等」という。 項に規定する介護予防特定施 行 同条第七項に規定す (医師が Ė 同ス

置かれていない場合に限る。)を行う者

- (5) (6) (略)
- (8) (11) (略) (8) (11) (6)

置かれていない場合に限る。)を行う者

- (7) (5)·(6) 介護保険法
- 護予防サービスのうち市町村が定めるものを行う者予防サービス(介護予防訪問介護等に限る。)又は地域密着型介予護保険法第百十五条の四十五第二項第一号の規定による介護

(8) (11) (略)

 \bigcirc

要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(平成二十年厚生労働省告示第百二十八号) 抄)

(傍線の部分は改正部分)

(第十二関係)

備考 備考 別表第二 別表第一 五~八 六 五 患者の区 兀 げる療養 診療報酬の算定方法に掲 兀 七~十二 略 略) 二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。 |第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。 この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、 一第七項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。 この表において「介護予防短期入所生活介護」とは、 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、 略) 分 (略) (略) (略) 改 算定方法 診 略 略 療報酬の算定方法に掲げる療養 正 案 法第八条の 法第八条の 法第八条の 別表第 別表第二 備考 備考 兀 六 五 兀 五~八 診療報酬の算定方法に掲 げる療養 患者の区分 七~十二 <u>\</u>= (略) 二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。 (略) |第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。 この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、 一第九項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。 この表において「介護予防短期入所生活介護」とは、 (略) (略) (略) (略) (略) 現 算定方法 診療報酬の算定方法に掲げる療養 略 略 行 法第八条の 法第八条の 法第八条の

九 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の 十~十九 (略) 行われるものを除く。)をいう。 二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護(療養室等において

九 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の 二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護(療養室等において

十~十九 (略) 行われるものを除く。)をいう。

 \bigcirc る施設(平成二十年厚生労働省告示第百七十八号)(抄) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定め (第十三関係)

(傍線の部分は改正部分)

第十四関係)

 \bigcirc 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号)(抄)(

目え気をそう浴(1)月二十万年四名字側雀名元等三百万十二号)(お)

(傍線の部分は改正部分)

の す 号 二 条 の 第 に 規 第 三 十	」という 送年 三十三年 三十三年 三十三年 三十三年	能(医療機	げる報告単位 方法は、次の 所第三十条の 第三十条の 第三十条の	
基準日後病床機能二、法第三十条の十	基準日病床機能	一項第一号に担一 法第三十条の	を表三十規基の十条則	改
す 三 る 第	指 仁	一号に規定する容	同表の第二年厚生	正
病棟		(略) 報告単位	本として、同表の第三欄に掲げるよ第一欄に掲げる報告内容に応じ、同三の六第一項の規定に基づき厚生党の三十三の六第一項の規定に基づき(昭和二十三年厚生省令第五十号。	
録する方法		(略) 報告方法	に掲げるとおりとする。に掲げるとおりとする。に応じ、同表の第二欄に掲づき厚生労働大臣が定める定に基づき、医療法施行規第五十号。以下「規則」と	案
の ナ ロ - 欠 。		his de	げ方則い	
の 号 二 条 の 第 元 規 策 五 第 一 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	」という 以下「法 田五号。 法律第二 法(昭和	能(医療機	げる報告単位 お法は、次の 以第三十条の の第三十条の	
基準日後病床機能工場に規定する	機能とおける病床の	一項第一号に規定する一 法第三十条の十二第	を基本として、同表表の第一欄に掲げる三十三の六第一項の一類に掲げる	現
略)		(略) 報告単位	の第三欄に掲げるとお報告内容に応じ、同表規定に基づき厚生労働一項の規定に基づき、回表の規定に基づき、	
略)		(略) 報告方法	るとおりとする。 同表の第二欄に掲 生労働大臣が定める つき、医療法施行規 っき、以下「規則」と	行

												内容	る医療の	に提供す	入院患者	(略)	い う。 以
世 マ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(略)	ヲ〜カ (略)	実施件数	ル血漿交換療法の	イ〜ヌ (略)	状況	七 重症の患者への対応	(略)	ホ (略)	施件数	ニ腹腔鏡下手術の実	施件数	ハ胸腔鏡下手術の実	イ・ロ (略)	五 手術の実施状況	(略)	
略)	(略)						(略)	(略)							(略)	(略)	
略)	(略)						(略)	(略)							(略)	(略)	
							· ·					内容	る医療の	に提供す	入院患者工	(略)	
腔又は腹腔洗浄の実 オ〜ニ (略) ホ ドレーン法及び胸 ホ ドレーン法及び胸	(略)	ヲ〜カ (略)	施件数	ル血漿交換療法の実	イ〜ヌ (略)	状況	七 重症の患者への対応	(略)	ホ (略)	施件数	ニ腹腔鏡下手術の実	施件数	ハ胸腔鏡下手術の実	イ・ロ (略)	五 手術の実施状況	(略)	
略)							(略)	(略)							(略)	(略)	
(略)							(略)	(略)							(略)	(略)	

(略)	二 (略)	実施件数	ハ 重度褥瘡処置のイ・ロ (略)	入状況	十二 長期療養患者の受	(略)	チ (略)	灌流の実施件数	ト、人工腎臓又は腹膜	〈 (略)	力 有多
(略)					(略)	(略)					
(略)					(略)	(略)					

(略)	二 (略)	施件数	ハ 重度褥瘡処置の実	イ・ロ (略)	入状況	十二 長期療養患者の受	(略)	チ (略)	灌流の実施件数	ト 人工腎臓又は腹膜	〈 (略)	施件数
(略)						(略)	(略)					
(略)						(略)	(略)					

 \bigcirc 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針(平成二十六年厚生労働省告示第三百七十六号) (抄) (第十五関係) (傍線の部分は改正部分)

ければならない。	、当該病院又は診療所の状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めな する都道府県による支援を活用するとともに、手引書等を参考として	第三十条の二十一第一項に規定する医療従事者の勤務環境の改善に関医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に当たっては、医療法第十三条病院又は診療所の管理者は、この指針に定めるもののほか、	改正
ればならな	な措置を講ずるよう努めな 当該病院又に、手引書等を参考として る都道府県	医療従事者の勤務環境の改善に関 第三十条のアムの運用に当たっては、医療法 医療勤務環 この指針に定めるもののほか、 第十三条 病	案
らない。	又は診療所の状況に応じた適切な場界による支援を活用するとともに、	条の十五第務環境改善病院又は	現
	措置を講ずるよう努めなけ、手引書等を参考として、	一項に規定する医療従事者の勤務環境の改善に関すマネジメントシステムの運用に当たっては、医療法診療所の管理者は、この指針に定めるもののほか、	行